

## 公告第9号

松野町デマンド交通導入検討支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

松野町長 坂 本



### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 松野町デマンド交通導入検討支援業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「松野町デマンド交通導入検討支援業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 委託上限額 10,335,000 円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。）

### 2 参加資格

本業務に参加を希望するものは、次に掲げる事項を全て満たしておくこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度松野町入札参加資格業者名簿に計画・企画書作成業務で登録されていること。  
ただし、この公告の日において登録されていない者であっても、入札参加資格審査に係る申請を行い、企画提案書の提出期限までに登録された者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) 松野町暴力団排除条例（平成23年松野町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人及びその代表者に、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の未納がないこと。
- (6) 令和2年度以降に国又は地方公共団体発注の類似業務の受託実績を有す

ること。

### 3 プロポーザル参加に係る書類等の配布方法及び期間

#### (1) 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、松野町ホームページから入手するものとする。

#### (2) 配布期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月26日（月）

### 4 事務局（担当部署）

松野町役場 ふるさと創生課

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

TEL：0895-42-1116

FAX：0895-42-1119

Mail：m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

### 5 応募手続

#### (1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月19日（月）

イ 提出部数 1部

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出先 前記4の事務局

#### (2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月26日（月）

イ 提出部数 9部（正本1部・副本8部）

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出先 前記4の事務局

### 6 審査及び評価

#### (1) プレゼンテーションの実施

① 実施日時 令和7年5月下旬～6月上旬 ※日時については別途通知

② 実施場所 松野町庁舎内会議室

③ 実施方法 プレゼンテーションへの出席者は、3名までとする。

企画提案書を用いた内容とし、追加資料の提出は認めない。

1事業者あたりの提案説明時間は30分（説明：20分、質疑  
応答：10分）程度とする。

なお、プロジェクター、スクリーン、パソコンについては当町で準備するが、その他の必要な機器等は提案者で準備すること。

④ その他 プレゼンテーションの順番については、受付順とする。

(2) 受託候補者の選定

企画提案書やプレゼンテーションの内容等を評価・採点した結果により、最も得点の高かった事業者を受託候補者とする。

なお、評価基準については、別紙評価基準審査表（企画提案書等による）によるものとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての者に公募型プロポーザル方式選定結果通知書（様式第9号）により通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 選定結果の公表

選定結果は松野町公式ホームページで公表する。

なお、公表内容は、受託候補者の事業者名と評価点（業者名は受託候補者以外は非明記）とし、それ以外の公表は原則として行わない。

## 7 契約の締結

審査結果により交渉権第1位に選定された受託候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務委託契約の締結交渉を行い、受託候補者及び松野町が合意したときに契約を締結する。

合意しないときや受託候補者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行う。

選定された企画提案書の内容等により、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

## 8 留意事項

(1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 本町が必要とするときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。

(4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。

(5) 本プロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。松野町の文書保存期限経過後に破棄する。

(6) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

(7) 参加を表明した者が1事業者であっても、参加資格要件など実施要領を満たすものであればプレゼンテーションを行う。

(8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤ 選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合